

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
根拠条項	第22条第1項
処分の概要	幼保連携型認定こども園の認可の取消し
法令の定め	第22条第1項 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律もしくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第17条第1項の認可を取り消すことができる。
処分基準	処分の原因となる事実については、個別の情状等に対し具体的な基準として画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係 (電話番号：011-204-5236)
備考	(公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html</a> )